

高知県企業立地促進要綱実施要領等の一部改正について

1 制度概要

(1) 補助目的

工場等の新增設経費に対して助成することにより、企業の立地を促進するとともに、産業の発展及び雇用機会の拡大を図り、本県経済の基盤強化を図る。

(2) 補助対象経費

工場等の取得に要する経費

(3) 補助要件

- ア 立 地 先 原則として県が指定した用地への立地であること
- イ 事 業 費 投下固定資産額が 3,000 万円以上又は 5,000 万円以上であること
- ウ 操業開始 原則として企業指定日から 3 年以内に操業開始すること
- エ 雇 用 操業開始 1 年以内の新規雇用者が 5 人又は 10 人以上であること
- オ 補 助 率 10 パーセント又は 15 パーセント（業種に応じて補助率を設定）
 - ※土地の取得を伴う場合は補助率を 5 パーセント加算
 - ※投下固定資産額 1 億円以上、かつ、新規雇用者 20 人以上の場合はさらに補助率を 5 パーセント加算

2 改正の概要

(1) 高知県企業立地促進要綱実施要領

- ①第 6 号の 1 様式（第 4 条関係）の「2 事業計画」の「(7) 従業員充足計画」に「うち技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号」の行を追加

(2) 高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱

①別表（第 3 条、第 4 条関係）

- ・「(3) 上記 (1) に伴う県内新規雇用者の雇用に要する経費」の「補助要件」に「(注 2) 技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号を含まない。」を追加
- ・「※ 1：特別事業加算」に「ただし、県内新規雇用者数には、技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号を含まない。」を追加

※技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号は、県内新規雇用者の雇用に要する経費及び特別事業加算の対象外とするもの

- ②第 1 号様式（第 5 条関係）の別紙「補助事業実施計画書」の「6 雇用計画」、
第 4 号様式（第 8 条関係）の別紙「補助事業実施計画書」の「6 雇用計画」、
第 9 号様式（第 10 条関係）の別紙「補助事業実績調書」の「6 雇用計画」及び
第 10 号様式（第 11 条関係）の別紙「補助事業実績調書」の「6 雇用計画」
に「うち技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号」の行を追加

- ③第 9 号様式（第 10 条関係）の別紙「補助事業実績調書」の「9 県内新規雇用者名簿」及び

第 10 号様式（第 11 条関係）の別紙「補助事業実績調書」の「10 県内新規雇用者名簿」に「・技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号については、在留カードの写し（表面・裏面）」及び「○技能実習 1 号・2 号・3 号及び特定技能 1 号については、備考欄に在留資格名称を記入してください。」を追加

（3）高知県企業立地促進要綱等の運用について

- ・「Ⅱ 高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱に関連する事項」の「i 新增設事業」の「1 県内新規雇用者」について、以下のとおり修正

県内に住所を有し、継続して 6 ヶ月以上雇用される常用雇用者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）別表第一の二の表若しくは五の表若しくは別表第二に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に規定する特別永住者に限る。以下同じ。）をいうものとする。ただし、雇用奨励金の対象は、常用雇用者のうち、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上である者（法別表第一の二の表に規定する在留資格のうち、技能実習及び特定技能（第 1 号に掲げるものに限る）をもって在留する者を除く。）とする。